

# 平成22年度食品安全委員会運営計画

平成22年4月

食品安全委員会

**<審議の経緯>**

平成22年2月16日 第33回企画専門調査会  
平成22年2月24日 企画専門調査会座長より  
食品安全委員会委員長へ報告  
平成22年2月25日 国民からの意見募集  
～3月26日  
平成22年4月 1日 食品安全委員会へ報告

**<食品安全委員会委員>**

委員長 小泉 直子  
委員長代理 見上 彪  
長尾 拓  
野村 一正  
畑江 敬子  
廣瀬 雅雄  
村田 容常

**<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>**

座長 早川 堯夫  
座長代理 清水 英佑  
阿南 久  
今井 久美子  
内田 健夫  
江森 孝至  
生出 泉太郎  
河合 義雄  
酒井 淳一  
迫 和子  
佐々木 珠美  
壺井 和子  
局 博一  
宗像 道子  
山崎 初美  
山田 祥男  
山根 香織  
渡邊 治雄

# 目 次

第 1	平成 2 2 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	2
1	会議の開催	
(1)	委員会会合の開催	
(2)	企画専門調査会の開催	
(3)	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
(4)	緊急時対応専門調査会の開催	
(5)	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
(6)	専門調査会の連携の確保	
2	平成 2 1 年度食品安全委員会運営状況報告書 及び平成 2 3 年度食品安全委員会運営計画の作成	
(1)	平成 2 1 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成 (平成 2 2 年 5 ~ 6 月ごろ)	
(2)	平成 2 3 年度食品安全委員会運営計画の作成 (平成 2 3 年 1 ~ 3 月ごろ)	
第 3	食品健康影響評価の実施	4
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドラインの策定	
3	自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	7
1	食品健康影響評価に関する意見交換会の開催	
2	食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施	
3	食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施	
4	リスクコミュニケーション育成講座受講者への支援	
5	食品安全モニターの活動	
6	リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携	
第 5	緊急の事態への対処	9
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	1 0
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
3	外部の専門家とのネットワークの形成	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	1 0

## 第1 平成22年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。

なお、消費者庁の設置により、委員会の果たすべき役割に変更があったことから、新たな役割分担を踏まえ、消費者庁その他の関係行政機関との連携にも配慮しつつ、業務の適切な実施に努める。
- 2 また、「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月26日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。
- 3 平成22年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、
  - ・ 平成21年9月に新たに設置された消費者庁との関係において、科学に立脚した委員会の役割を明確化する
  - ・ そのため、国民に対する科学的知見に基づく情報・見解の適時適切な発信に向けて、食品の安全性に関する情報を目的を持って的確に把握し、科学的評価等を迅速かつ正確に実施した上で、評価結果等の国民全体への分かりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ等を行う
  - ・ これにより、科学的知見に基づく「情報収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能の十全な発揮及び有機的な連携の強化を更に図ることとし、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。
  - (1) 国民に対して適時適切な情報発信等を行うため、リスク管理機関からの評価実施要請に基づく食品健康影響評価の実施のほか、必要性・緊急性に応じて、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&A等の作成・公表、リスク管理機関に対する意見、委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）の実施等の取組の活性化により、食品の安全性に関する科学的情報・見解を更に積極的に国民に提供する。
  - (2) 食品健康影響評価について、引き続き「食品安全委員会の改善に向けて」の着実な実施等により迅速化・質の向上を図る。

特に、自ら評価について、国民のニーズを踏まえて質の高い評価を積極的に進めていくため、

    - ① 案件選定について、過去の案件決定の審議において評価案件とならなかった案件候補等の活用、情報収集と評価実施の体系的連携等について検討するとともに、

- ② 説明の工夫等により、評価結果及びこれに至る過程について国民の更なる理解を得るよう情報発信する。
- (3) リスクコミュニケーションについて、リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援、ビジュアル化した資料の作成・活用、ホームページの充実等を進めるなど、広く国民に対して、科学的な食品健康影響評価の考え方、プロセス及び結果を分かりやすく伝達することに重点を置く。
- (4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（モニタリング）について、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して行う。  
なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を行う。

## 第2 委員会の運営全般

### 1 会議の開催

#### (1) 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

#### (2) 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成21年度食品安全委員会運営計画（平成21年3月26日委員会決定）のフォローアップ、平成21年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成22年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ）
- ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 平成23年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成23年1～2月ごろ）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項  
また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。

#### (3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね2ヶ月ごとに開催し、これまでにリスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた推進の方向性を踏まえ、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策について調査審議を行う。

(4) 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらの見直しを行う。

(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、各専門調査会を開催する。その際、以下の事項に特に留意し、評価の迅速化・質の向上を図る。

- ・ 必要に応じて専門調査会の下に、部会やワーキンググループを設置するなど、効率的な調査審議に努める。特に、既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題に対しては、(i)専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて議論する、(ii)関係する専門調査会を合同で開催する、等の既存の枠組みにとられない柔軟な対応を行う。
- ・ ポジティブリスト制度下における評価案件数の増加等に対応するため、明らかに評価が不要な案件、既に評価した案件等について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（平成21年10月8日委員会決定）」に基づき、可能な範囲で調査審議方法を改善し、その効率化を進める。
- ・ 事情により専門調査会への出席が困難な専門委員であっても審議に参加できるよう、テレビ会議その他の新たな会議形式の導入の可能性を視野に入れた検討をする。

(6) 専門調査会の連携の確保

必要に応じて委員と専門委員の意思疎通を図り、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うことを目的として、専門調査会座長会を年1回以上開催する。

2 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成23年度食品安全委員会運営計画の作成

(1) 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成22年5～6月ごろ）

平成21年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

(2) 平成23年度食品安全委員会運営計画の作成（平成23年1～3月ごろ）

平成23年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

### 第3 食品健康影響評価の実施

#### 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるようにするとともに、提出された資料の十分な精査・検討等を通じて以下にも留意しつつ、科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施に努める。

(1) 平成21年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合その他特段の事由がある場合を除き、平成22年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで審議を中断することとする。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知するよう努めるものとする。

(3) 既にポジティブリスト制度が導入された分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）における食品健康影響評価については、例えば、専門調査会の調査審議方法の改善や、調査審議の前段階での評価資料の事前確認による調査審議の効率化を図るなど、関係する専門調査会との十分な連携にも配慮しつつ、食品健康影響評価の迅速かつ円滑な実施に努める。

(4) ポジティブリスト制度導入に向けて新たに制度設計が開始される分野（器具・容器包装）における食品健康影響評価については、リスク管理機関との密接な情報交換を行うとともに、同制度導入後の円滑な食品健康影響評価の実施に資する所要の検討を開始する。

(5) 清涼飲料水の規格基準に係る評価案件については、引き続き優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

#### 2 評価ガイドラインの策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。具体的には、農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについては、食品健康影響評価技術研究の成果も必要に応じて活用しながら、各専門調査会で進めている評価ガイドラインの起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。

### 3 自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

#### (1) 自ら評価案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害についての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

自ら評価案件の選定について優先順位の考え方を整理しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補に、国民のニーズを踏まえて的確に対応していく観点から食品安全モニターを含め広く募集した案件候補を加えるとともに、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を加えること等を含めた検討を行う。

これに伴い、企画専門調査会に必要な応じてワーキンググループを設ける等により効率的な調査審議を行い、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において平成22年度内に自ら評価案件の選定を行う。

また、自ら評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、ファクトシート、Q&A等による国民への情報提供や、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。

なお、自ら評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

#### (2) 自ら評価の実施

自ら評価を行うことを決定している案件について、人員・予算が限られているところであるが、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性や勧告・意見申出等の可能性を視野に入れた検討にも努める。

また、委員会は、自ら評価を行うこととなった案件について、調査審議の状況や見通しに関して専門調査会から定期的に報告を受け、以後の取扱いを検討する。

個別の案件については、以下のとおり進める。

- ・ 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成16年度決定）については、微生物・ウイルス専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、優先度の高い3評価案件（腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）の評価の実施可能性に係る調査審議を進めるとともに、その他の微生物・ウイルスに関する案件の関連情報の収集整理を進める。



- ・ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、プリオン専門調査会において、評価が終了していない国のうち、当方からの質問書に対する回答があった国に係る調査審議を進める。
- ・ 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。
- ・ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価」及び「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、かび毒・自然毒等専門調査会において順次調査審議を進める。
- ・ 平成21年度に自ら評価を行う案件として選定されたものに関して、所要の情報収集・整理を進める。

### (3) 自ら評価の結果の情報発信

自ら評価の評価結果について、そのプロセスを含め、より一層分かりやすい情報提供を行う。

### (4) 自ら評価の結果の活用の働きかけ

自ら評価の評価結果を活用して適切なリスク管理措置が行われるよう、リスク管理機関に対して積極的に働きかける。

## 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成22年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して調査する。当該調査の結果については、平成22年10月ごろ及び平成23年4月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

さらに、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

また、自ら評価の結果通知時に勧告・意見申出等を行った場合には、評価結果を踏まえたリスク管理措置状況等について定期的に報告を受けることにより監視する。

なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を開始する。

## 5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価のより一層の適正化に資するため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

(1) 食品健康影響評価技術研究の課題の公募に当たっては、新たな食品健康影響評価手法の策定等により食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定する。

なお、公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、より広範囲に研究を公募する。

(2) 平成21年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施する。

また、得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議、意見交換等に活用するとともに、研究成果発表会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

(3) 平成22年度に継続される研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。

(4) 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

## 第4 リスクコミュニケーションの促進

### 1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催

委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。

- ・食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの
  - ・科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの
- なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。

## 2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。ホームページについては、一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、リスク評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、評価の考え方、プロセス及び結果をより分かりやすく伝達するため、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供を行う。

さらに、国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。

食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。

## 3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、子供を対象とした意見交換会の開催を実施する。

また、DVDや啓発資材を活用し、広く普及啓発を推進する。

## 4 リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援

食品健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーター育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションを効果的に推進する。

また、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、リスクコミュニケーター育成講座受講者に対する情報提供の充実や知見の高度化のためのセミナーを開催する。

## 5 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等に関する報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等に

ついて協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成22年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を必要に応じて図る。

#### 6 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。

地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、リスク評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得た意見交換会の開催など、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。

## 第5 緊急の事態への対処

### 1 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

### 2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。

また、特に緊急時には委員会の緊急時対応の指針及び「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を踏まえ、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&A等の作成・公表、自ら評価の実施やリスク管理機関から要請のあった食品健康影響評価の優先的実施など、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページに公表するほか、リスク管理機関への意見申出を行うなど、消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図るとともに、緊急事態等における対応について更に検討を進める。

## 第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

### 1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関や消費者庁と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、委員会のホームページ上で情報検索を行うことができるデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との最新かつ正確な情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつ分かりやすく国民に提供する。

このため、食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会会合における検討のほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに食品安全総合情報システムがより一層活用されるよう普及を推進する。さらに、登録された情報を基に自ら評価に資する情報の整理分析やファクトシート、緊急時等において迅速性・簡潔性を重視する観点からその時点で把握している科学的知見を取りまとめたハザード概要シート等の作成・更新を進める。

### 2 国際協調の推進

コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、欧州食品安全機関（E F S A）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための定期会合の開催等の取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。

### 3 外部の専門家とのネットワークの形成

食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに引き続き努める。

## 第7 食品の安全性の確保に関する調査

食品健康影響評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成22年度に実施する課題を6月ごろまでに選定するとともに、よりの確な成果を得るため、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。

なお、調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定する。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。